

## 高校教科「情報」に対する 法的側面からの期待

- 2008年学習指導要領改訂を見すえて

高校教科「情報」シンポジウム 関西

2008年3月2日(日)

→2008・4・13IEC改訂版

田中規久雄(大阪大学)

## はじめに:2008年学習指導要領改訂

- 平成21年度からの移行措置を経て、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施する予定
- →高校は27年度から新課程「情報」科
- →「社会と情報」,「情報の科学」という2科目  
(2008年1月17日,中央教育審議会答申)

## 1 現状の理解

### 1998年8月調査研究協力者会議

#### 『情報活用能力』

- (1)情報活用の実践力
- (2)情報の科学的な理解
- (3)情報社会に参画する態度
- (4)必要最小限の基本操作の習得(操作スキル)

## 2003年度～現行高等学校学習指導要領

- 「情報A」、「情報B」、「情報C」
- 「情報社会に参画する態度」とは、「社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。」
- 情報モラル＝情報の送り手と受け手として、適正な活動をするために必要なルールや心構え(指導要領解説)※モラル＝ルール＋心構え

## 2006年1月19日「IT新改革戦略」

- 児童生徒を対象とした情報モラル教育を推進する

## 実態調査

- 情報モラルの重視
- 小中学校での操作スキル教育の充実
- 高校での操作スキル教育の意義の低下
- 教科書  
採択率: 情報Aの低下  
内容: リテラシー記述の減少
- 全国高等学校校長会「高等学校学習指導要領改訂に向けて」2007・7・6→情報必修の廃止  
「『情報』は生徒間の能力差拡大傾向で、2単位70時間の1/2、1/3以下の時間で習得できる生徒もかなりいる。日進月歩の分野で、指導教師充足困難の現状があり、特に小規模校では、教員異動後補充の非常勤講師すら見つけにくい現実がある。」

## 注

- 操作スキル教育は後退しても、「情報活用の実践力」教育が後退したわけではない。
- 西野「高校普通教科『情報』の緊急課題」(JSiSE2007)  
「…実習を中心に情報活用の実践力の育成を重視している高校が多い…(2007年岡本アンケート)」  
但し、「『情報の科学的理解』や『情報社会に参画する態度』に関する理解はあまり進んでいない…(2007年JSiSEアンケート)」

## 2 新学習指導要領に向けて 中教審答申 2008年1月17日

- 現状の課題  
小学校: 情報モラルに関する指導が不十分  
中学校: 卒業時の情報活用能力のばらつき  
高校: 知識、技能にばらつき  
小中高: 情報モラルの指導不足

## 中教審答申 2008年1月17日

- 教科等を横断して改善すべき事項
- 情報モラル、情報安全等
- 小学校:情報モラル等に関わる指導の充実
- 中学校:
  - ・マルチメディア、プログラミング等必修化  
→情報活用能力の均質化
  - ・情報モラル等に関する指導の充実
- 高校:情報モラル等に関する指導の充実

## 中教審答申 2008年1月17日

- 高校普通教科「情報」学習指導要領への改善提案  
「情報を適切に活用する上で必要とされる倫理的態度、安全に配慮する態度等の育成については、情報モラル、知的財産の保護、情報安全等に対する実践的な態度をはぐくむ指導を重視する。」とし、改善の具体的事項として「情報活用の実践力の確実な定着や情報に関する倫理的態度と安全に配慮する態度や規範意識の育成を特に重視」

## 現行小中学校学習指導要領と2月案 2008年2月15日

### ■ 小学校

・現行:「情報モラル」の語なし

・2月案:

各教科:基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実する

道徳:情報モラルに関する指導に留意

## 現行小中学校学習指導要領と2月案 2008年2月15日

### ■ 中学校

・現行:

保健:健康とのかかわり

技術家庭:情報モラルの必要性→個人情報や著作権の保護及び発信した情報に対する責任について扱うこと

・2月案:

保健、技術家庭:同旨

加えて、「各教科、総合的な学習の時間、公民」:情報モラルの指導に配慮

### 3 新課程高校普通教科「情報」における情報モラル教育

- 変更点
- ・小学校:明記されていなかった情報モラル教育が始まる。
- ・中学校:従来の「技術家庭、保健」に加え、「各教科、道徳、公民」で情報モラル教育が始まる。操作スキルの均質化。
- ・高校→操作スキルの後退と情報モラル教育の高度化？

### 4 情報モラル教育の内容と位置づけ

- IT新改革戦略  
初等中等教育からの情報セキュリティ教育を推進する。また, 児童生徒, 保護者及び教師を対象とした情報モラル教育を推進する
- 「情報モラル」指導実践キックオフガイド(2007/3)
  1. 情報社会の倫理、 2. 法の理解と遵守
  3. 安全への知恵、 4. 情報セキュリティ
  5. 公共的なネットワーク社会の構築

## 注

- 操作スキルに重点を置く「情報A」は廃止→元々調査研究協力者会議は「情報活用の実践力」は他教科で養成するとしていた(第一次報告1997・10)が、当時の国民のリテラシーレベルに鑑み、教育課程審議会は「情報A」を設置した(1998・7答申)。
- ただし、次期「社会と情報」、「情報の科学」でも「情報活用の実践力」は養う。

## 4 情報モラル教育の内容と位置づけ

- 情報モラル教育の目的は、広い意味での情報セキュリティ？
- 情報モラル＝「情報セキュリティ」を支える3本柱  
倫理(ethics)善をなし悪をさけるよりよき態度  
技術(technology)被害を受けない防衛技術  
規制(regulation)社会的責任, 権利, 義務

規制においては法規制が中心

## 4 情報モラル教育の内容と位置づけ

- 情報モラル教育の「対象」と「方法」の認識
  - ・対象:「個人情報・プライバシー, 人権侵害, 著作権等に対する対応や, コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりなど」(中教審答申)
  - ・方法:倫理、技術、規制の3アプローチ

## 5 情報モラル教育の高度化

- 対象の高度化:問題対象領域の多様化  
現行指導要領の「プライバシーや著作権」以外に、「個人情報, 人権侵害, 健康とのかかわりなど」を対象化する。
- 方法の高度化:どの問題対象に対しても、倫理、技術、規制のいずれかに偏ることなく、3点からのアプローチを試みる。

## 5 情報モラル教育の高度化 規制的アプローチ(法的側面)から

- 1. 個人情報とプライバシーの保護
- 2. ネットにおける名誉毀損
- 3. 知的財産の尊重
- 4. サイバー犯罪
- 5. ネット社会の安全
- 6. 消費者保護

## おわりに

- 情報モラルの問題対象に対する規制的アプローチ(本稿では特に法的アプローチ)を高度化することは決して難しいことではない
- 情報科教員の養成課程でこれに関連する科目である「情報社会と情報倫理」の内容の高度化が、今後の情報モラル教育全般の高度化に対応できるのだろうか
- 法的内容に関して言えば、「情報法」等を情報科の教員養成科目として開講している大学もそれ程多くはないように思われる。
- 教員養成課程が、専門教科「情報」教員養成(情報技術のみに近い)に引きずられている？